

岩手県告示第72号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地の所在等

所在	地番	地目	面積
岩手郡雫石町西根清水端	76番	田	468
岩手郡雫石町西根清水端	77番	田	609
岩手郡雫石町西根清水端	78番	田	789
岩手郡雫石町西根清水端	79番	田	756
岩手郡雫石町西根清水端	81番	田	703
岩手郡雫石町西根清水端	82番	田	1,501
岩手郡雫石町西根清水端	83番	田	1,621
岩手郡雫石町西根清水端	84番1	田	1,573
岩手郡雫石町西根清水端	84番2	田	53
岩手郡雫石町西根清水端	85番1	田	1,301
岩手郡雫石町西根清水端	85番2	田	322
岩手郡雫石町西根清水端	86番1	田	1,001
岩手郡雫石町西根清水端	86番2	田	633
岩手郡雫石町西根清水端	87番1	田	720
岩手郡雫石町西根清水端	87番2	田	643
岩手郡雫石町西根清水端	87番3	田	277
岩手郡雫石町西根清水端	88番1	田	573
岩手郡雫石町西根清水端	88番2	田	643
岩手郡雫石町西根清水端	88番3	田	405
岩手郡雫石町西根清水端	118番	田	1,482
岩手郡雫石町西根清水端	119番	田	1,511
岩手郡雫石町西根清水端	120番	田	1,511
岩手郡雫石町西根清水端	121番	田	1,508
岩手郡雫石町西根清水端	122番	田	1,509
岩手郡雫石町西根清水端	123番	田	895

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和3年4月6日	5年間	341,655円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文 盛岡市神明町7番5号

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和2年12月15日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定による公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。